

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、再任用短時間勤務職員の育児休業に関し、子が2歳に達する日まで育児休業を取得することができる場合として条例で定める場合を規定する必要があるほか、人事院規則の一部改正等を踏まえ、育児休業の再度の承認等に係る特別の事情について明確化する。

2 改正内容

(1) 再任用短時間勤務職員に係る育児休業の期間の特例の拡充

対象要件を満たす再任用短時間勤務職員が、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳6か月から2歳に達する日まで育児休業をすることができることとする。

【参考：対象要件】

- 1 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である。
- 2 その養育する子が2歳に達する日までの間にその任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと、及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない。
- 3 週の勤務日数が3日以上（又は年の勤務日数が121日以上）である。

ア 当該子の1歳6か月に達する日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

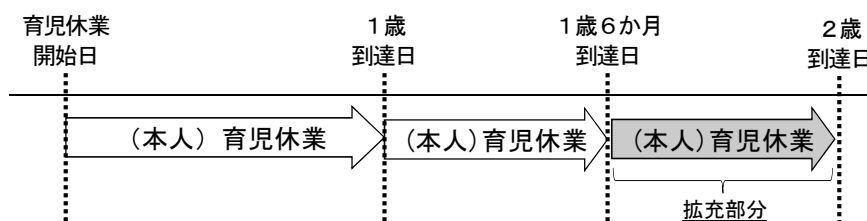
イ 再任用短時間勤務職員又は配偶者が、当該子の1歳6か月に達する日時点で当該子に係る育児休業をしている場合

ウ 継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則（※）で定める事由に該当する場合

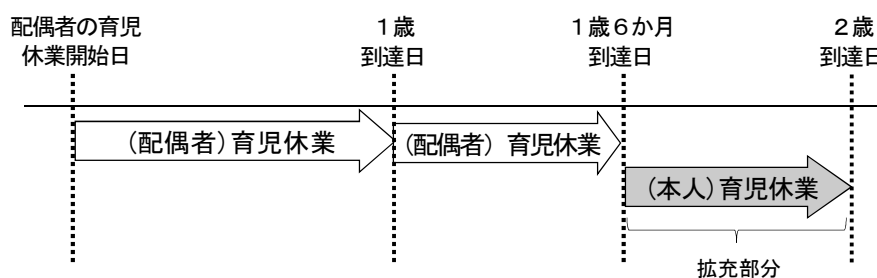
※ ① 保育所等における保育の実施を希望しているが、当面その実施が行われない場合

② 常態的に子を養育していた職員の配偶者が死亡等した場合

(例1) 再任用短時間勤務職員が子の1歳6か月到達日までの育児休業に引き続いて育児休業を取得する場合



(例2) 再任用短時間勤務職員が配偶者の育児休業（子の1歳6か月到達日までの育児休業）に引き続いて育児休業を取得する場合



(2) 育児休業の再度の承認等に係る特別の事情の明確化

育児休業の再度の承認、再度の延長及び育児短時間勤務終了後1年以内の再度の承認に係る要件である「育児休業（育児短時間勤務）の終了時（育児休業の期間の延長の請求時）に予測することができなかつた事実」について、「保育所等での保育の実施を希望しているが、当面その実施が行われない場合」が当該要件に該当することを明確化する。

3 施行期日  
公布の日